# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税収納に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、市税収納に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

舞鶴市長

### 公表日

令和6年1月12日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	市税収納に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等市税の徴収、納税証明書の発行等を 行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税、固定資産税、軽自動車税の収納 ②上記税の還付又は充当 ③上記税の督促 ④納税証明書の発行 ⑤口座振替の登録、引落し管理 ⑥地方税機構とのデータ連携
③システムの名称	収滞納管理システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー、 共同徴収支援システム
2. 特定個人情報ファイル	名 名
宛名テーブル、市税滞納情報	ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第38条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求
請求先	総務部総務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	総務部税務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1025

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上5) 30万人以上	1万人未満 0万人未満			
	いつ時点の計数か	令和	15年11月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	15年11月1日 時点					
3. 重大事故								
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果 □ しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実	項目評価 施機関に	-	重点項目詞		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 目評価書において	及び 及び	全項目評価書
載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	共ネットワークシス <del>-</del>	テムを通り				
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて「		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて「	_	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱し	<b>いの委託</b>				[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	クシステュ				提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ ]接続	しない(入手)	[ ]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]外	部監査	<u></u>
9. 従業者に対する教育・科	<b>李発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい。 3) 十分に行ってい	る	いる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項※主務省令未制定⇒9、23、29、34、35、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、91、92、101、106、115、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第34条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第40条、第43条、第40条、第43条、第55条、第55条、第58条、第59条【情報照会の根拠】第20条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第55条、第55条、第55条、第59条【情報照会の根拠】第20条	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、 97、102、103、107、108、113、114の項 ※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、 101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、 第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、	【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する 情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、 第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条 の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31 条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、 第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第 43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2 取扱者数	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月15日	1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等市税の徴収、納税証明書の発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税、固定資産税、軽自動車税の収納 ②上記税の還付又は充当 ③上記税の督促 ④納税証明書の発行 ⑤口座振替の登録、引落し管理 ⑥地方税機構とのデータ連携	地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等市税の徴収、納税証明書の発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税、固定資産税、軽自動車税の収納 ②上記税の還付又は充当 ③上記税の督促 ④納税証明書の発行 ⑤口座振替の登録、引落し管理 ⑥滞納整理のための地方税機構へのデータ連携	事前	
	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	収滞納管理システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間 サーバー	収滞納管理システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間 サーバー、共同徴収支援システム	事前	
平成29年12月15日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名テーブル	宛名テーブル、市税滞納情報ファイル	事前	
平成29年12月15日	いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成29年12月1日時点	事前	
平成29年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成29年12月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、120の項※主務省令未制定…23、29、61、62、71、115、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第31条の3、第34条、第34条、第35条、第31条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55	の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項※主務省令未制定…23、29、61、62、71、117の項  【別表第二における情報照会の根拠】 27の項  【別表第二における情報照会の根拠】 27の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第28条、第31条、第31条の3、第34条、第35条、第31条系第37条、第38条、第39条、第44条の2、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 野口 和英	税務課長	事後	
平成31年3月29日	いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		77 优美(赤) (青年以) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、 31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、 58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地 方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、 28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、 57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、 84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、120 の項 ※主務省令未制定…29、71の項		
		【別表第二における情報照会の根拠】 27の項	【別表第二における情報照会の根拠】 27の項		
令和1年11月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	の主務有令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する	2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する 情報」等)	事後	
		宗、第8宗、第10宗、第12宗、第13宗、第19宗、 第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条 の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31 条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、 第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第 43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、	第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第		
		第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第 59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59 条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項※主務省令未制定…29、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第22条の3、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43条、第44条、第44	条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45 条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第	事後	
令和4年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	十分である	委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 84, 85, 22, 70, 14, 92, 94	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の3、第25条、第24条、第24条の2、第31条の3、第25条、第36条、第31条。第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条、第39条、第39条、第39条、第39条、第39条、第39	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	